

輸入小麦の政府売渡価格の  
緊急措置について  
(添付資料)

令和4年9月

農林水産省

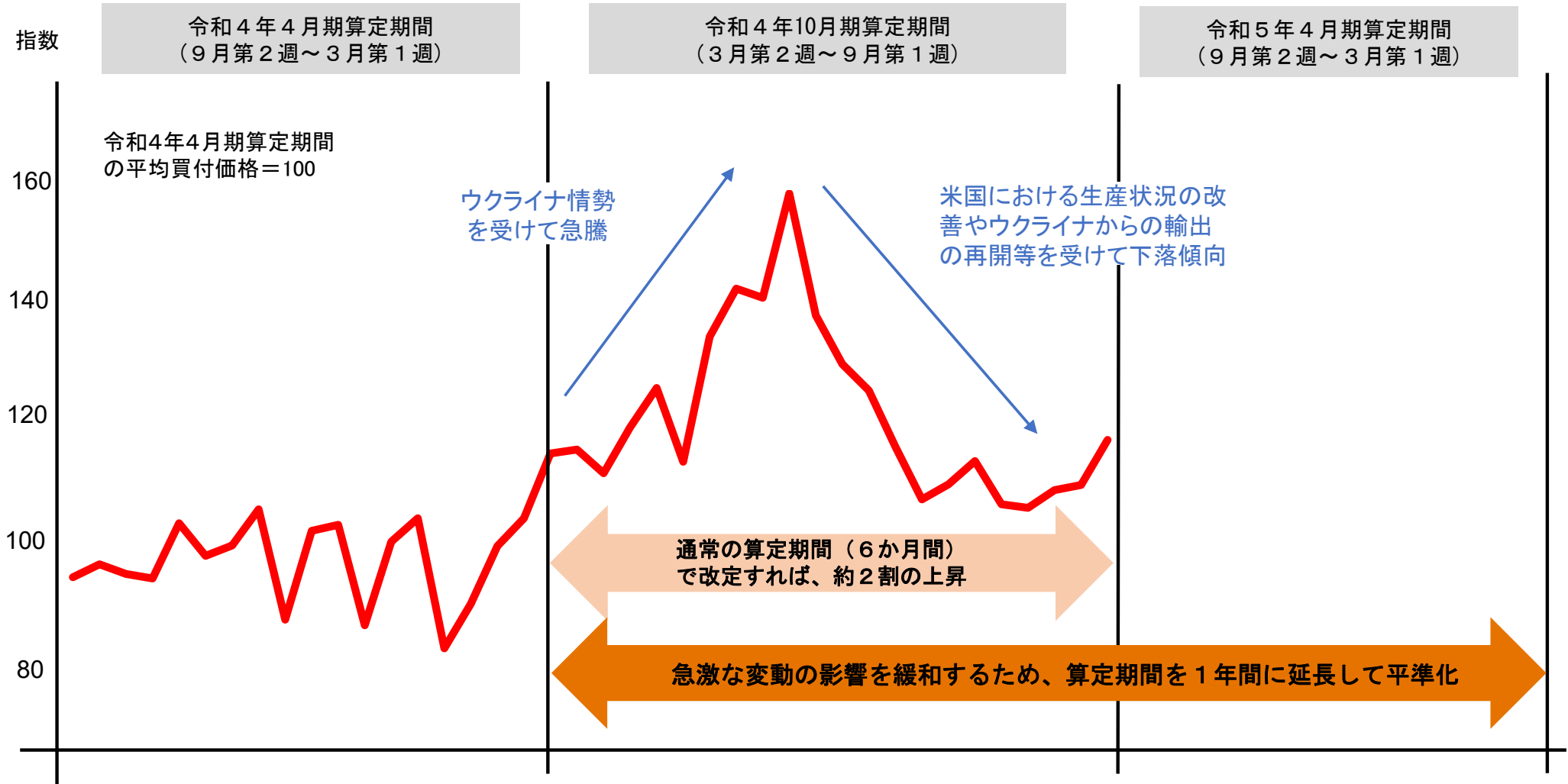
# 目次

・ 輸入小麦の政府売渡価格の緊急措置①	1
・ 輸入小麦の政府売渡価格の緊急措置②	2
・ (参考) 小麦の流通の概要	3
・ (参考) 小麦の種類と用途	4
・ (参考) 通常の輸入小麦の政府売渡制度	5
・ (参考) 輸入小麦及び小麦製品の安定供給確保のための取組	6

# 輸入小麦の政府売渡価格の緊急措置①

- ウクライナ情勢を受け、3月以降、小麦の買付価格は急騰したが、6月以降は下落し、概ねウクライナ侵攻前の水準。
- 小麦の買付価格の急激な変動の影響を緩和するため、今般、緊急措置として、通常6か月間の算定期間を1年間に延長して平準化。

## ○ 買付価格の推移



# 輸入小麦の政府売渡価格の緊急措置②

## \* 政府売渡価格

令和4年4月期

72,530円/トン +17.3% →

令和4年10月期

4月期の72,530円/トンを適用(実質、据置き)

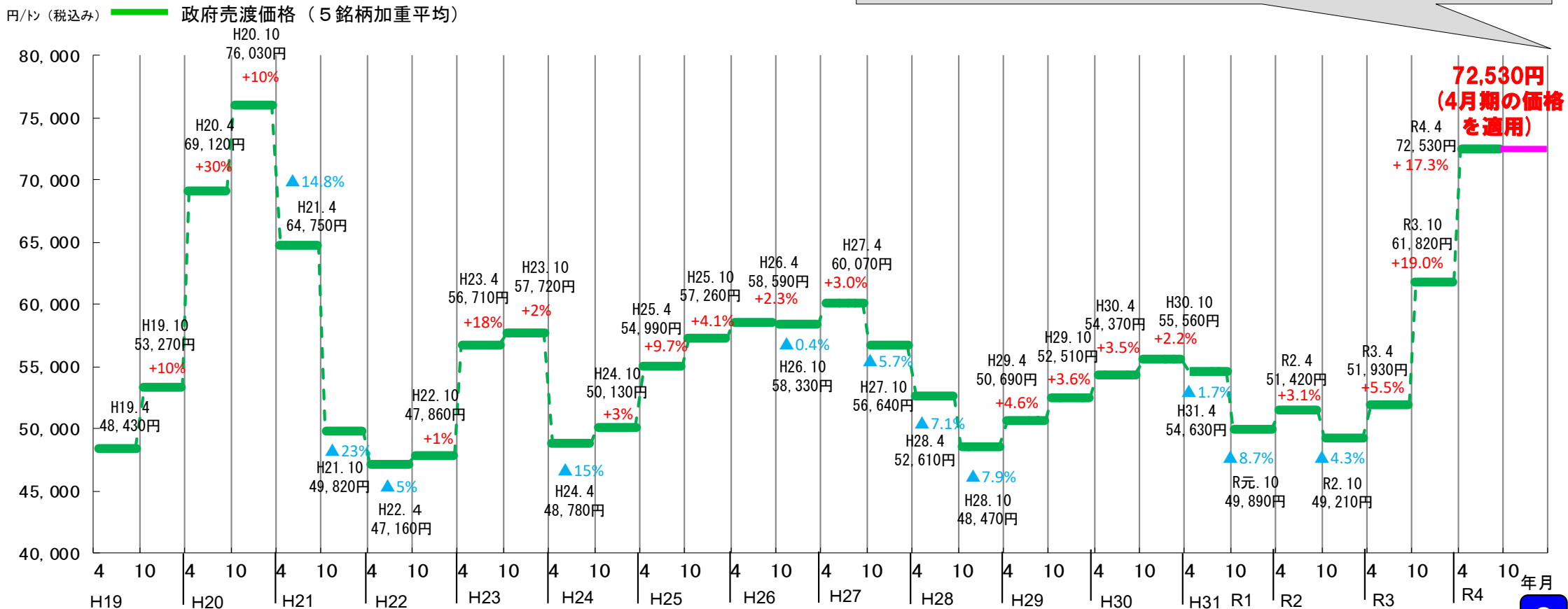
(仮に従来通り6か月間の算定期間により算定した場合、86,850円/トン、+19.7%)

(参考)

過去高かった政府売渡価格: 76,030円/トン(H20.10)、72,530円/トン(R4.4)、69,120円/トン(H20.4)、64,750円/トン(H21.4)

過去高かった引上げ率: +30%(H20.4)、+19%(R3.10)、+18%(H23.4)、+17.3%(R4.4)、+10%(H19.10、H20.10)

令和5年4月以降については、令和4年3月以降の1年間の買付価格を元に算定。



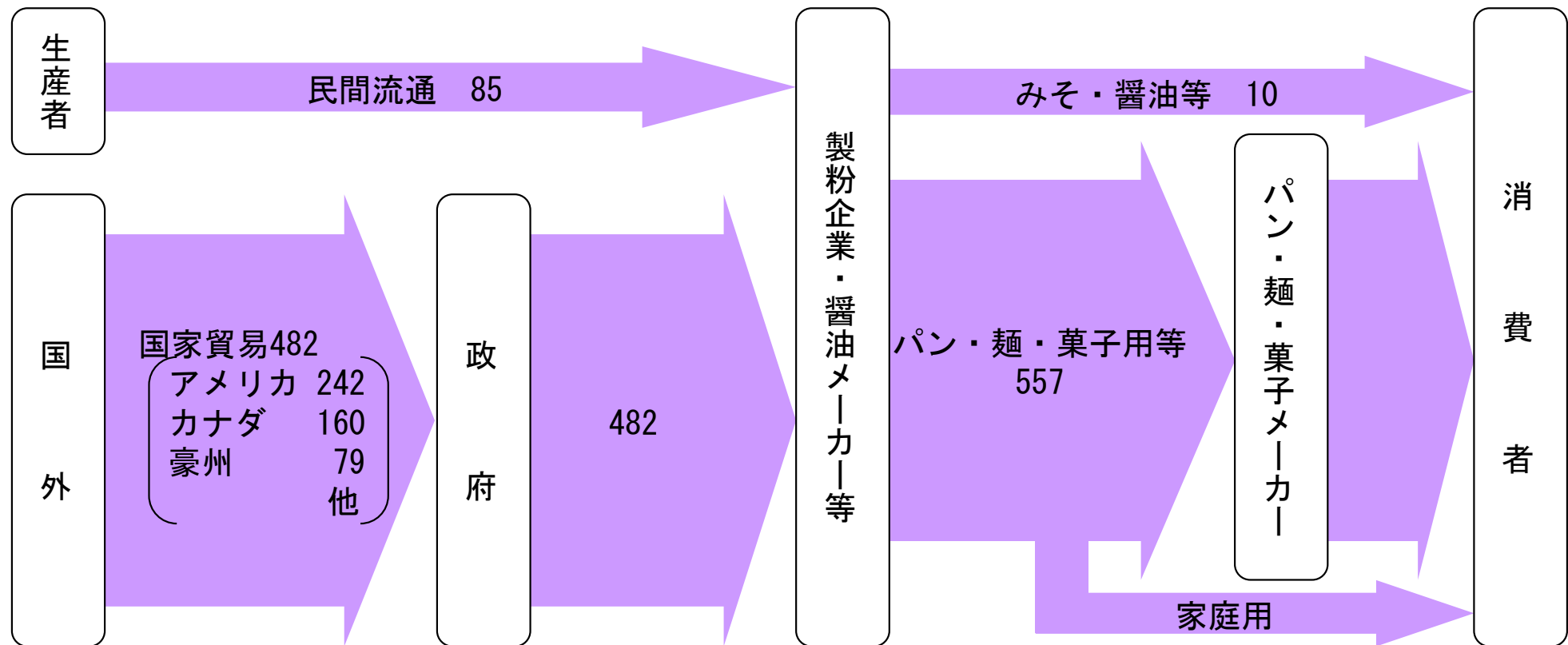
注: 平成25年10月期以前は、消費税5%込みの価格であり、平成26年4月期以降は、消費税8%込みの価格である。

## (参考)小麦の流通の概要

- 小麦は需要量の約9割を外国から輸入。国内産小麦は民間流通により取引されており、国内産小麦では量的又は質的に満たせない需要分について、政府が国家貿易により外国産小麦を計画的に輸入し、需要者に売り渡しているところ。
- また、米とは異なり、最終的にパンや麺として消費するため、各種の加工工程を経て流通。
- 小麦は、主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・麺・菓子等を製造。

### 小麦の流通の現状（食糧用）

(単位：万トン)







注：流通量は過去5年（H29～R3年度）の平均数量である。

## (参考)小麦の種類と用途

- 原料として使用される小麦の種類は、小麦粉の種類・用途に応じて異なっているところ。
- 小麦粉の種類は、たんぱく質の量によって、強力粉（パン用）、準強力粉（中華麺用）、中力粉（うどん用）、薄力粉（菓子用）に分類。

外国産小麦の 銘柄	カナダ産ウェスタン・ レッド・スプリング (1CW)	アメリカ産ダーク・ ノーザン・スプリング (DNS)	アメリカ産ハード・ レッド・ウィンター (HRW)	オーストラリア産 スタンダード・ホワイト (ASW)	アメリカ産ウェスタン・ ホワイト (WW)
輸入数量 482万トン	141万トン	90万トン	85万トン	72万トン	67万トン

小麦粉の種類	強力粉	準強力粉	中力粉	薄力粉
主な用途	食パン 	中華麺 ギョウザの皮 	うどん 	カステラ、ケーキ 和菓子、天ぷら粉 ビスケット 
たんぱく質の 含有量	11.5~13.0%	10.5~12.5%	7.5~10.5%	6.5~9.0%

用途	パン用品種	中華麺用品種	日本麺用品種等
国内産小麦流通量 82万トン	12.5万トン(15.2%)	0.9万トン(1.1%)	69.0万トン(83.7%)
(参考) R2年度流通量	北海道産ゆめちから (5.9万トン) 北海道産春よ恋 (3.6万トン)	福岡県産ちくしW2号【ラー麦】 (0.8万トン)	北海道産きたほなみ (44.3万トン) 香川県産さぬきの夢2009 (0.6万トン)

注1：輸入数量及び国内産小麦流通量は、過去5年（H29～R3年度）の平均数量である。

注2：輸入数量は、5銘柄以外の銘柄（デュラム小麦等）28万トンを含む。

注3：国内産小麦流通量は、集荷団体からの聞き取り数量である。

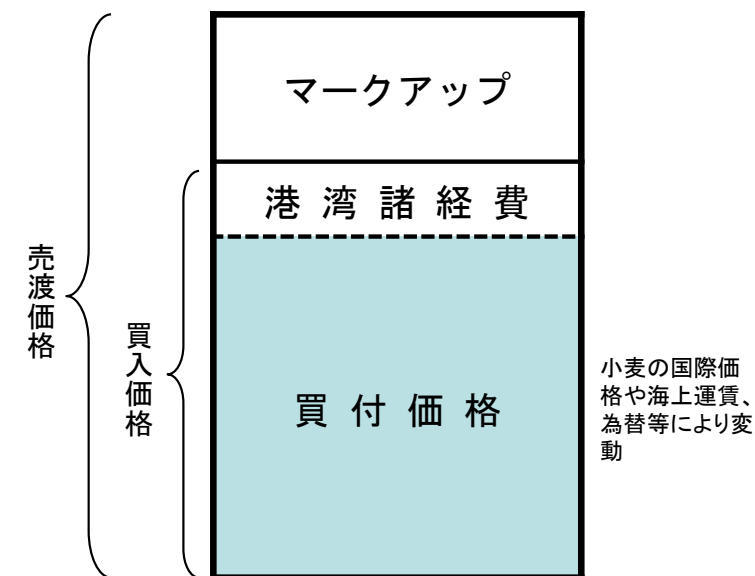
## (参考) 通常の輸入小麦の政府売渡制度

- 輸入小麦の政府売渡価格は、買入価格（買付価格＋港湾諸経費）に、マークアップ（政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に充当）を上乗せした価格。
- 国際相場の変動の影響を緩和するため、価格改定は年2回とするとともに、直近6か月間の平均買付価格をベースに算定。

### ○ 政府売渡価格改定ルール

項目	基本的なルール
価格改定	年2回（4月期、10月期）
買付価格算定期間	直近6か月間 〔4月期：令和3年9月第2週～令和4年3月第1週〕 〔10月期：令和4年3月第2週～令和4年9月第1週〕

### ○ 政府売渡価格の構成



## (参考) 輸入小麦及び小麦製品の安定供給確保のための取組

- 農林水産省としては、消費者等に対し、輸入小麦の政府売渡価格等に関する正確な情報提供に努めるとともに、農林水産省内の専門の相談窓口を活用し、各種相談を受付け。
- また、農林水産省が委託する民間調査機関の調査員による調査を実施し、食パンや小麦粉等小麦製品の店頭価格の動向把握に努めているところ。

### ○ 相談窓口の設置

輸入小麦の安定供給に資するよう、農林水産省内に相談窓口を設置。

#### <設置場所>

農林水産省 農産局 農産政策部 貿易業務課内

#### <相談内容>

- ① 国際相場の動向や緊急措置の説明、関連資料の提供
- ② 小麦関連製品に係る小売価格に関する相談
- ③ 原料小麦の安定供給の確保に関する相談 等

### ○ 小麦製品の店頭価格把握

農林水産省が委託する民間調査機関の調査員による調査を実施し、小麦製品の店頭価格の動向把握に努める。

#### <対象店舗>

全国470店舗

#### <把握内容>

大手メーカーが全国規模で販売展開する銘柄の食パン、即席カップ麺、ゆでうどん及び家庭用小麦粉の店頭価格

相談  
窓口

電話: 03-6744-1253(直通)

インターネットによるお問合せ:

[https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisaku\\_tokatu/boeki/mugi.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisaku_tokatu/boeki/mugi.html)